

病院見学に係る旅費の支給に関する基準

○趣旨・目的

当院への就職を希望する医師、看護師、医学生並びに看護学生の病院見学に要する経済的負担を軽減することを目的として、次のとおり旅費を支給します。

○対象者

当院への就職を希望する医師（初期研修医を含む）、医学部５・６年生及び既卒生。

当院への就職を希望する看護師、看護学部３・４年生、看護専門学校２・３年生及び既卒生。

※ 国・地方公共団体（三重県を除く）若しくは他の医療機関等による医師修学資金の貸与を受け、又は防衛医科大学校、自治医科大学若しくは産業医科大学の出身者等で、医師免許取得後の勤務先・勤務地域が三重県外に限定されている方は、対象外とします。

※ 医学部６年生及び既卒生のうち、マッチング面接申込締切日以降の見学については、対象外とします（二次募集の場合を除く）。

※ 国・地方公共団体、もしくは他の医療機関等による看護師修学資金の貸与を受け、看護師免許取得後の勤務先・勤務地域が限定されている方は、対象外とします。

○支給額等

【交通費】

地方独立行政法人名張市立病院職員旅費規程に準じて算定した鉄道賃相当額を支給します。

※ 他の医療機関に立ち寄る場合の支給額は、片道相当額を上限とします。

※ 医学生、看護学生並びに、既卒生に対する支給額は、３万円を上限とします。

【宿泊費】

地方独立行政法人名張市立病院職員旅費規程に準じて１泊分の宿泊に要した金額を支給します。（上限１３，０００円）

○必要書類

- ・医師（初期研修医含む）：医師免許証の写し
- ・医学生及び既卒生：在学していることが確認できる書類（在学証明書、学生証等）
- ・看護学生及び既卒者（看護学部・看護専門学校）：在学していることが確認できる書類（在学証明書、学生証等）
- ・交通費及び宿泊費に係る全ての領収書

○適用期日

- ・平成３０年４月１日以降の病院見学について適用します。

○改正日

- ・令和７年３月１日に基準を改正し、適用します。
- ・令和７年１０月１日に基準を改正し、適用します。